

答 申

1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開決定を取消し、公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 11 年 6 月 24 日付けで名張市情報公開条例（平成 10 年名張市条例第 13 号。以下「条例」という。）に基づき行った、下記の文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求に対し、名張市長が平成 11 年 7 月 7 日付けで行った非公開決定の取消しを求めるというものである。

記

平成 10 年度における国・県費の導入されている事業名とこれにかかる次の事項
事業名、事業所管省庁（県は部局）、事業年度、総事業費、補助額、10 年度の補助額及び事業費

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次に掲げる理由から実施機関の決定は条例の解釈運用を誤っているというものである。

- (1) 名張市長は、条例第 5 条第 5 号に掲げる利害関係を有するものとして議会が市民の意思を受けて定めた条例の目的を無視し、恣意的に極めて狭い解釈、運用をはかろうとしているものであって、民主主義の精神に著しく背くものである。
- (2) 条例第 1 条は、条例の目的を開かれた市政の実現、市政運営の公正かつ効率化の推進、市政に対する市民の理解と信頼を確保することと定めている。この場合、市民と定めているが、これは市民に限定するものではなく、条例第 5 条各号において列記しているものにも開示請求の権利を保障している。
- (3) 市政の公正かつ効率化の推進や市政への理解や信頼の確保は、周辺市町村の住民はもとより、国や県が名張市に補助金や分担金をはじめ諸々の負担をする人達の理解、国民や県民の負担があってこそ成り立つものであり、この負担者にも開示請求の権利を認めるべきである。
- (4) 異議申立人は、県税や国税の納税者として、国や県の名張市への補助金交付が、名張市政の運営の公正かつ効率化の推進に、どのように役立っているかを検証するための一段階として、条例第 5 条第 5 号に該当する請求権者、即ち、名張市と利害関係を有するものとして開示請求したものである。
- (5) 名張市民や市議会が、国民、県民の理解を得て、適正な国費・県費や諸制度の

支援と協調のもとに地域づくりをしようとするその趣旨を、名張市長は全く無視して条例を極めて恣意的に狭く解釈し請求権がないという判断をした。

- (6) 名張市に交付している補助金などは、本当に効果的に使われているか否かを検討も出来ない、検討することを市長が拒否をする、ひた隠しにすることによって、理解や信頼の確保どころか、名張市への不信さえ抱かざるを得ない。
- (7) 本来、条例の趣旨からすれば、請求権者については広義に解釈し、疑義が生じた場合は積極的に、拡大的に解釈運用することが求められる。
- (8) 請求権者について、名張市条例と同様の規定を設けている松阪市においては、7月1日に異議申立人が行った同様の開示請求に対して開示決定をしている。
- (9) 原請求に対しての取り扱いについては、条例や規則を無視した恣意的、独善的事務処理をしている。

4 実施機関の非公開理由説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、条例第5条第5号(実施機関と利害関係を有するもの)に該当せず、非公開決定が妥当というものである。

- (1) 異議申立人は、三重県津市に在住の者であるが、「国税、県税の負担者として権利を有する」と条例第5条第5号「実施機関と利害関係を有するもの」である権利者として請求したものである。しかし、条例における請求権者の範囲は、条例作成のために、市民等で組織された名張市情報公開懇話会でも論議されたことであり、あくまでも住民自治の側面から市民プラスアルファでよい、すべての人を権利主体にまでする必要はない、その分任意公開を積極的に進めるべきであるとされ、条例は、誰でもが請求できる「何人も」にされなかった経緯がある。その運用については、名張市発行の「情報公開条例解釈運用基準」に次のとおり定義してある。

「5 第5条の「実施機関と利害関係を有するもの」とは、前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益などに直接影響を受け、又直接影響を受けることが確実に予測される個人又は法人その他の団体をいう。」

「6 制度の運営費用が住民の税負担により賄われること、地方自治の本旨から制度の及ぶ範囲は住民及び区域内に限るものであることなどから、請求権者に一定の制限を設けることはやむを得ない。」

- (2) 名張市情報公開懇話会の定義の中には、納税者、不動産所有者、隣接地居住者も利害関係者に含めるとあるが、この中の納税者とは、市がいう納税者すなわち市民税、固定資産税等市税の納付者と解するのが通常であり、また、正当というべきである。異議申立人は、あくまでも三重県津市に在住の者であり、確かに名張市民と同じように三重県の税金、国税の納税者とはなるが、この観点でいくと

他府県に在住の者でも名張市における請求権者になり得ることとなり、「何人も」とほとんど変わりのないものになる。

- (3) 条例を誠実に解釈しても、異議申立人は、名張市在住の者ではなく、自己の権利、利益に直接影響を受けるとは考えられないため、名張市における条例第5条第5号にいう請求権者には該当しないと判断され、権利者としての請求には非公開とした。
- (4) 条例には、第1条にこの条例の目的として、「一層開かれた市政を実現する」とあり、任意公開を積極的に進めるため、条例第15条に、第5条に該当しない者の公開の申出にも支障のない限り誠実に答えるよう公文書の任意公開の制度が規定されており、今回の異議申立人の知りたいという要求についてはこれによる公開が可能なことを、請求時の聴き取りを含め、公文書非公開決定通知時にも異議申立人に通知した。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

また、条例第5条には、この条例に基づく権利の内容と権利を行使できるものの範囲を定めている。当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、対象公文書をインカメラで審査し、以下のとおり判断する。

(2) 第5号(実施機関と利害関係を有するもの)の該当性について

本号は、実施機関と利害関係を有するものに、その者の有する利害関係に係る情報に限り公文書の公開を請求することができることを定めたものである。

実施機関は、第5号の利害関係を判断するのに、先に制定された神奈川県等の解釈基準をもとに、請求人は自己の権利、利益などに直接影響を受けることがないので請求権者として認められないと判断した。しかしながら、第5号の規定を実施機関と直接的な利害関係を有するもののみ限定する合理的な理由はなく、当該情報の性質との関係で第5号にいう利害関係を判断し、請求権者の範囲を広く認める余地がある。

本件の場合、補助金の使用について関心をもつ納税者の関心は保護されるべきであり、実施機関との関係で利害関係を有するものと解すべきである。

(3) 本件対象公文書の性質について

本件対象公文書を構成するような補助金に関する情報は、請求内容の一部が記

載されている決算書等が、議会の承認後、情報開示センターに置かれ、他市の住民でも閲覧することができることに見られるように、公開性が高いといえる。

納税者の利害関係については、一般に、課税上の処分をめぐる課税の適正さおよび公正な財政運営の確保が考えられる。後者に着目すれば、補助金の使途を明確に把握することに、納税者は利害関係を有するといえる。

以上のことから、この事案において、実施機関がいう利害関係の直接性だけを判断基準として非公開とすることについて合理的な理由があるとはいえない。

要するに、第5号が規定した利害関係は、請求内容の含む情報の性質に着目して判断する余地があり、このように運用をしたとしても、第5号を「何人も」と解釈することにはならない。

(4) その他の意見

請求権者に一定の範囲を設けた条例の趣旨から、利害関係を解釈したとき、条例第5条第5号は、第1号から第4号同様、地域と密接な生活関係をもったものとして捉えるべきである。請求者は、名張市という地域と関連があるのではなく、三重県等と関連しているので、請求権者には該当しない。また、最近の情報公開制度の運用状況から、誰でも自由に情報を知り得る体制づくりの推進が重要となるが、利害関係を広げて解釈することは、請求権者の範囲が特定されず制度の混乱を招きかねない。

(5) 結論

以上(多数意見)のとおり、異議申立人の請求は、理由があるからこれを容認し、主文のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙審査会の処理経過のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
11 . 9 . 10	・情報開示センターから諮問書受理
11 . 9 . 10	・情報開示センターに対して非公開理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
11 . 9 . 13	・情報開示センターから非公開理由説明書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
11 . 9 . 14	・異議申立人に対して非公開理由説明書（写）の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
11 . 9 . 21	・異議申立人からの意見書受理
11 . 10 . 5	・実施機関の補足説明 ・異議申立人の口頭意見陳述の聴取 ・審議 (第2回審査会)
11 . 10 . 7	・実施機関に対して対象公文書の提出及び説明依頼 ・異議申立人に対して出席依頼
11 . 11 . 9	・実施機関の対象公文書の説明 ・異議申立人から意見聴取 ・審議 (第3回審査会)
11 . 12 . 7	・審議 ・答申 (第4回審査会)